

監理技術者制度運用マニュアル 正誤表

該当箇所	正	誤
<p>二―二 監理技術者等の設置 (5)営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係</p>	<p>営業所における専任の技術者は、営業所に常勤(テレワーク(営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。</p>	<p>営業所における専任の技術者は、営業所に常勤(テレワーク(営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、工事現場で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場合を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。</p>